

「プリビレッジメンバー及びウィークデーメンバー」規約

- 第 1 条 プリビレッジメンバー及びウィークデーメンバーは、当クラブの年次会員組織に属する。
- 第 2 条 年次会員組織の事務局はウィンザーパークゴルフ&カントリークラブ内に置く。
- 第 3 条 年次会員はゴルフを通じ、地域社会との融和やエチケット・マナーの向上に努めるとともに、広く会員相互の親睦とゴルフの普及発展を図ることを目的とする。
- 第 4 条 年次会員組織の運営は、全て事務局が行う。
事務局長にはウィンザーパークゴルフ&カントリークラブの支配人があたり、運営の統括責任者となる。
- 第 5 条 1. 年次会員とは、所定の入会申込手続きを行い、年会費の納入を完了した者をいう。
2. ①年次会員は平日及び土・日・祝祭に、別に定める特別料金にてプレーする事が出来る。
②プレーを希望する時は、原則として予約は2名以上とし、事前に必ず予約をする事。
単独者でのプレーに関しては、クラブの予約状況判断に委ねる。
③プレーを予約する際には、必ず会員No.及び姓名を申し出る。
3. 会員の資格を行使出来る期間は、年会費を納入し1ヵ年とする。
*年会費の対象期間は、入会日より1年間とする。
4. 一旦納入した年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
5. 年次会員が次の各項に該当する時は、事務局に於いて会員資格の一時停止または除名を行う事が出来る。
① 年次会員組織及びウィンザーパークゴルフ&カントリークラブの名誉を毀損し、または秩序を乱した時。
② 本規約及びクラブ利用約款等に違反した時
③ その他、処分を相当とする行為があった時。
④ 暴力団員ならびに暴力団関係者と判明した時
⑤ 暴力団ならびに暴力団関係者との同伴プレーまたは紹介をした時。
6. 年次会員は次の時に資格を失う。
①会員期間が満了した時、および年会費が未納の時。
②退会・除名・死亡の時。
- 第 6 条 年次会員は毎月開催する定例競技(月例競技会)の他、各種競技会を行い参加出来る。
定例競技会などの参加料は各自負担するものとする。
- 第 7 条 その他、本クラブの運営上必要な事項で、本規約に定めのない事項は事務局に於いて別に定める。
- 第 8 条 本会は永続的に継続するものではない。
また規約等についても、その年度によって変更する事がある。

以上